農地法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百八十五号

農地法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行に伴い、並びに農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項第二号、第三条第一項及び第二項ただし書、第四条第二項第一号ロ、第五条第二項第一号ロ、第十条第一項（同法第十二条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条、第四十四条第一項、第四十五条、第四十七条並びに第四十九条第五項、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十八条第二項第二号及び第二十三条第四項、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十条第三項第一号並びに農地法等の一部を改正する法律附則第四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（農地法施行令の一部改正）

第一条　農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「第一条の二第二項（第一条の七第二項、第一条の十五第二項、第一条の二十四第二項、第三条の五第二項及び第十三条の二第二項」を「第三条第二項（第七条第二項、第十五条第二項及び第二十七条第二項」に改め、同項第二号中「第一条の七第二項」を「第七条第二項」に、「第一条の二第四項」を「第三条第四項」に改め、同項第三号中「第一条の七第三項（第一条の十五第二項及び第十三条の二第二項」を「第七条第三項（第十五条第二項」に改め、同項第四号中「第一条の十五第二項」を「第十五条第二項」に、「第一条の二第四項」を「第三条第四項」に改め、同条第二項第一号中「第一条の七第二項」を「第七条第二項」に、「第一条の二第二項」を「第九条第二項」に改め、同項第二号中「第一条の九第二項」を「第九条第二項」に改め、同項第三号中「第一条の十五第二項」を「第十五条第二項」に、「第一条の二第二項」を「第三条第二項」に改め、同項第四号中「第一条の十七第二項」を「第十七条第二項」に改め、同条を第四十二条とする。

第二十二条第一項中「指定都市」の下に「（農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）」を加え、同条第二項を削り、同条を第四十一条とする。

第二十一条第一項中「第三条の九及び第三条の十一」を「第三十一条及び第三十三条」に改め、同条を第四十条とする。

第二十条中「第八十三条の二」を「第五十一条第一項」に、「、第五条第一項又は第七十三条第一項」を「又は第五条第一項」に改め、同条を第三十九条とする。

第十九条中「第八十二条第五項」を「第四十九条第五項」に改め、同条第三号中「第八十三条の二」を「第五十一条第一項及び第三項」に改め、同条を第三十八条とする。

第十七条及び第十八条を削る。

第十六条の見出しを「（農業上の利用の増進の目的に供しない土地等の認定）」に改め、同条第一項中「第八十条第一項」を「第四十七条」に改め、第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を削り、第六号を第二号とし、同項第七号中「自作農の創設又は」を削り、同号を同項第三号とし、同条第二項中「前項第七号」を「前項第三号」に、「第八十条第一項」を「第四十七条」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第三十七条とする。

第十五条の三第一項中「第七十八条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第一項」を「同項」に改め、「並びに前項の国有財産整理簿」を削り、同項を同条第二項とし、同条を第三十六条とする。

第四条から第十五条の二までを削る。

第三条の十一中「第四十三条の五」を「第二十八条」に、「第三条の八第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条を第三十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（措置命令の対象となる事由）

第三十四条　法第四十四条第一項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　農作物の生育に支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は草木の生息又は生育

二　地割れ

三　土壌の汚染

（買収した土地等の貸付け）

第三十五条　法第四十五条第一項の土地のうち農地又は採草放牧地の貸付けについては、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の借受け後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地又は採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる者、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項に規定する農地保有合理化法人、同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体その他の農林水産省令で定める者に行うものとする。ただし、公用、公共用又は国民生活の安定上必要な施設の用に供する緊急の必要がある農地又は採草放牧地を一時的に貸し付ける場合は、この限りでない。

2　法第十二条第一項の規定により前項の農地又は採草放牧地と併せて買収した附帯施設については、同項の農地又は採草放牧地を借り受ける者に併せて貸し付ける場合を除き、貸し付けることができない。

第三条の十中「第三条の六から第三条の八まで」を「第二十八条から第三十条まで」に、「第四十三条の五」を「第二十八条」に改め、同条を第三十二条とする。

第三条の九中「第四十三条の二第一項ただし書」を「第二十五条第一項ただし書」に改め、同条を第三十一条とする。

第三条の八中「第四十三条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第三条の七中「第四十三条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第三条の六の前の見出しを削り、同条第一項中「第四十三条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第二十八条とし、同条の前に見出しとして「（和解の仲介の手続等）」を付する。

第三条の五第一項中「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第二項中「第一条の二第二項」を「第三条第二項」に改め、同条を第二十七条とする。

第三条の四中「第十五条の三第一項ただし書」を「第七条第一項ただし書」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（農地又は採草放牧地の対価の算定方法）

第二十五条　法第九条第一項第三号の対価は、買収すべき農地又は採草放牧地の近傍の地域で自然的、社会的、経済的諸条件からみてその農業事情がその土地に係る農業事情と類似すると認められる一定の区域内における農地又は採草放牧地（所有権に基づいて耕作又は養畜の目的に供されているものに限る。以下この項において「近傍類似農地等」という。）についての耕作又は養畜の事業に供するための取引（農地を農地以外のものにするためその農地を売り渡した者がその農地に代わるべき農地を取得するために行う取引その他特殊な事情の下において行われる取引を除く。）の事例が収集できるときは、当該事例における取引価格にその取引が行われた事情、時期等に応じて適正な補正を加えた価格を基準とし、当該近傍類似農地等及び買収すべき農地又は採草放牧地に関する次に掲げる事項を総合的に比較考量し、必要に応じて次項各号に掲げる事項をも参考にして、算出するものとする。

一　位置

二　形状